加賀市市民読書活動推進基本計画

令和５年３月

加賀市・加賀市教育委員会

**目　次**

**計画策定にあたって**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

**基本方針１　読書活動の推進**・・・・・・・・・・・・・・ 2

①　家庭における取組・・・・・・・・・・・・・・・ 2

②　保育園・認定こども園における取組・・・・・・・ 3

③　学校における取組・・・・・・・・・・・・・・・ 4

④　地域における取組・・・・・・・・・・・・・・・ 5

⑤　図書館における取組・・・・・・・・・・・・・・ 6

**基本方針２　図書館サービスの充実と環境整備**・・・・・・ 8

**基本方針３　読書活動の周知・啓発**・・・・・・・・・・・ 9

①　読書の日及び読書活動推進月間の周知

②　音読の推奨と啓発

（参考）加賀市立図書館の主なサービス・・・・・・・・・10

（資料）加賀市読書活動推進条例・・・・・・・・・・・・11

**計画策定にあたって**

**計画策定の趣旨**

　市民の読書活動の推進に関する施策並びに家庭、地域及び学校等における読書活動に関する取組を総合的かつ計画的に進めていくため、市民の読書活動の推進に関する基本的な計画を策定します。

**計画の位置づけ**

　国が平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を、石川県が平成16年3月に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定したことを受け、本市は平成19年3月に「加賀市子ども読書活動推進計画」を策定しました。家庭、地域、学校、保育園・認定こども園等関係機関が連携・協力し、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書環境の整備などの取り組みを行ってまいりました。

令和元年6月、「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」（「読書バリアフリー法」）が成立し、令和3年6月、本市では「加賀市読書活動推進条例」が制定され、市民の読書活動の推進に関する基本的な計画の策定が義務付けられました。

　この条例に基づき、令和４年度をもって計画期間を満了する「加賀市子ども読書活動推進計画」を発展的に引き継ぎ、全ての市民を対象とした計画として、生涯にわたる読書活動を推進する総合的な指針として、本計画を策定するものです。

**計画策定の目的**

　読書活動は人生をより深く生きる力を身につけていく上で、大切なものです。子どもから大人まで、障がいの有無に関わらず、すべての市民が等しくいつでもどこでも自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを推進し、文化的で豊かな市民生活を実現することを目的とします。

**計画期間**

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度の５年間

**基本的な方針**

1. 読書活動の推進
2. 図書館サービスの充実と環境整備
3. 読書活動の周知・啓発

**基本方針１　読書活動の推進**

**① 家庭における取組**

【役割】

　人が読書の楽しさを知り、生涯に渡る読書習慣を形成する上で最もかかわりが深いのは、家庭です。特に、乳幼児期からの継続的な家族の働きかけが重要となります。

　乳幼児への絵本の読み聞かせ、家族と言葉を交わしながらの発達段階に応じた読書活動が、人や言葉への関心・信頼を育てていきます。家庭内において、家族が子どもと一緒に本に親しみ、読書に関心を持たせることは大切です。

また、人が生涯に渡って読書に興味を持ち、自主的な読書を続けていくことも重要です。そのために、家庭においては読書習慣を培う役割を担います。

【現状と課題】

　これまでの取り組みにより、子どもの読書環境は整ってきています。一方で本をよく読む子どもと読まない子どもとの二極化が進んでいます。

　また、デジタル技術の革新により、私たちを取り巻く情報環境は大きく変化しました。当館でも、デジタル化事業の一環として令和4年7月にデジタル図書館を開設し、パソコンやスマートフォン等から、いつでもどこでも電子図書を借りられるサービスを開始しました。

　家庭で、大人が子どもと一緒に、或いは大人が読書を楽しむ姿勢を見せ、本を読む雰囲気をつくることは、とても大切です。さらなる読書活動への理解と、日常生活の中で本に親しむ体験の積み重ねによって、読書習慣を身に着けていくことが課題です。

【目標】

　赤ちゃんからはじまる本との出会いを大切にし、絵本や紙芝居などの読み聞かせを、家庭で行います。家庭内で大人と子どもが一緒に本に親しみ、感想を語り合うなど、読書の楽しさを共有し、家族の絆がより深まるよう積極的に読書活動に取り組むものとします。

また、子どもへの読み聞かせだけでなく、大人自身が自分のための読書をし、子どもから大人まで生涯に渡って学び続けるための自主的な読書や読書習慣の形成を図ります。

【積極的に取り組んでほしいこと】

・乳幼児期における読み聞かせ

・子どもの読書活動に対する保護者の積極的な関わり

・様々な読書関連行事への参加

・市立図書館の積極的な利用

・読書時間の確保

・音読への取組と習慣づくり

**② 保育園・認定こども園における取組**

【役割】

　子どもたちは、家庭を基盤として様々な経験を積み重ねながら成長していきます。保育園や認定こども園では、集団生活を行う場として、就学前の子どもたちが、日常生活を通して読書習慣が形成されるよう、絵本や図鑑、物語に親しむような取り組みが必要です。

　また、子どもと保護者との触れ合いをより深めることができるような読書環境を整え、家庭での読み聞かせなどの大切さを伝えていく役割を担います。

【現状と課題】

　市内には公立保育園が12園、法人立保育園が8園、法人立認定こども園が6園あり、それぞれの園では、保育士等が子どもの発達に配慮し、日々の読み聞かせに積極的に取り組んでいます。

　また、すべての園に絵本コーナー等があり、自由に絵本等に触れることができる環境を整えており、家庭への貸し出しも行っています。

　読み聞かせや貸し出し等にあたり、園児の年齢や目的にあった絵本等を選ぶための情報を得ることや、読書の意義や重要性を保護者に伝えることが課題となっています。

【目標】

保育士等による読み聞かせを通じ、読書への興味関心を高め、就学前からそれぞれの発達段階に合わせた読書活動の習慣化と、早い時期からの傾聴・承認のコミュニケーションを身につけてもらうことを目指します。保護者へ家庭で絵本と触れ合うことの大切さ、読み聞かせの重要性を伝えていきます。

【具体的な取組】

・保護者やボランティアグループによる絵本の読み聞かせの推進

・市立図書館（自動車文庫を含む）の積極的な活用・連携の強化

・園だより等での保護者への啓蒙

・市立図書館の団体貸出の利用

**③ 学校における取組**

【役割】

　児童生徒が生涯に渡って読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動の推進や読書指導の場となる「読書センター」としての機能と、主体的で対話的な学びの実現に向けた教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育において欠かすことのできない中核的な存在です。読書習慣を継続させ、発達段階に応じた読書の質の向上や、自発的で主体的な読書活動を促す役割を担います。

【現状と課題】

加賀市の状況を見ると、令和４年度 全国学力・学習状況調査の、「学校の授業時間以外に、普段（月曜～金曜）１日当たり どれくらいの時間、読書をしますか」の問いに対し、「全くしない」が、市内の小６・中３ともに、全国や県より多くなっています。

全国的には、令和３年度の学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、不読率（1か月に１冊も本を読まない児童生徒の割合）は、小学生は5.5％、中学生は10.1％、高校生は49.8％となっています。小中学生の不読率は調査開始時から改善しているものの、高校生においてはあまり改善傾向が見られません。

これらの結果から、司書教諭、学校司書を中心とした教職員の積極的な読書指導が求められます。その指導によって学校図書館や市立図書館のさらなる活用を促し、児童生徒の主体的・意欲的な読書活動の充実を図ることが課題です。加えて、児童生徒の読書や各学校の特色にあわせた学習に役立つ資料の収集、提供のあり方を工夫していく必要があります。

また、学校規模による学校図書館の蔵書及び機能・運営の格差改善も課題となっています。

【目標】

小中学校では、児童生徒の発達段階に応じた取り組みを行い、読書の楽しさを伝えることで、普段から本に親しみ、読書を楽しむことができる習慣づくりを目指します。

　学校図書館活動の充実や個々に応じた適切な支援によって、読書意欲を高めるとともに、読書の量や質の向上に努めます。また、児童生徒の思考力や表現力等を育み、想像力を豊かにするために積極的に音読を行い、日常的に児童生徒が音読に取り組む習慣づくりに努めます。

高等学校では、他の世代と比べ読書離れが最も進んでおり、本への関心度や読書意欲に大きな格差があるため、集団読書やイベントなどを通して読書の関心を高める取組を充実させます。また、小中学校で身につけた読書習慣を、高等学校においても継続させ、主体的な読書活動を促します。

　各学校においては、学校図書館の機能をさらに充実させ、運営の改善と利用率の向上を目指します。

【具体的な取組】

・読書・学習情報センターとしての学校図書館機能の充実

・学校図書館運営の改善と利用率の向上

・司書教諭及び学校司書との連携による学校図書館活動の推進

・保護者、PTA、地域と連携した家庭における読書環境の整備や読書習慣の定着化

・音読の推奨

・教科教育との積極的な関わり

・市立図書館の利用促進と連携強化

・市内小学校、中学校、高等学校の連携強化

・電子資料や郷土資料の活用

**④ 地域における取組**

【役割】

　公民館、地区会館、児童センターや放課後児童クラブは、地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設です。

各地区では、地域の特性を活かした様々な事業が行われており、その活動の中で、身近なところで気軽に読書活動を楽しめる場と機会を作り出す役割を担います。

　PTAは、学校と家庭、地域を結ぶ中核的存在です。在校生の保護者と教職員の連携によって児童生徒の読書状況の実態を把握し、読書活動を推進する役割を担います。

　【現状と課題】

　市立図書館では週に1度、地区会館を巡回し、予約した本の貸出・回収を行う配本サービスを実施していますが、地区によって利用頻度の偏りがみられます。より多くの人に利用してもらえるよう、市立図書館だけでなく、各地区からも地域住民への周知が重要です。

児童センターや放課後児童クラブでは、本のコーナーを設けているところや、市立図書館の団体貸出サービスを利用しているところもあります。しかし、設置本の内容や状態が古くなっている場合もあるため、定期的な見直しが課題となります。

PTAでは、スマートフォンやパソコン等の情報機器の利用に関する多くの問題が指摘されています。これを踏まえ、児童生徒の読書時間の確保のために、学校、地域と連携して取り組んでいく必要があります。

【目標】

　地域住民の誰もが容易に読書に親しむことができ、読書をより身近なものに感じられるよう、読書活動の充実に努めます。また、本を介して人と人とが交流し、より読書を楽しむことができる活動に取り組みます。

公民館、児童センター、放課後児童クラブ、学校、PTA、図書館、及び読み聞かせ等のボランティア活動を行う団体が、それぞれ連携協力し、市民の日常的な読書活動の推進に取り組むものとします。

　福祉施設やボランティアとも連携協力し、障がいの有無に関わらず、すべての地域住民が読書に親しむ機会が得られるよう支援します。

【積極的に取り組んでほしいこと】

・公民館、公共機関、高齢者施設等の連携・情報共有

・市立図書館の団体貸出等の利用促進

・公民館や町民会館への図書コーナーの設置など地域における読書活動の推進

・地区広報等による図書館情報や地区巡回サービスの周知

・PTA活動における読書活動に関する講座等の開催

**⑤ 図書館における取組**

【役割】

　図書館は、市民の読書活動を推進する上で重要な拠点であり、あらゆる情報の中核的な役割を担う施設であることから、読書活動の推進に必要な環境づくり、蔵書及び機能の充実、サービスの向上等に努めます。

　複雑化・多様化するニーズや地域課題の解決を支援する場として、また、市民の学びの場として、関係機関や団体等と連携協力し、生涯にわたる読書活動を推進する役割を担います。

【現状と課題】

　いつでも、どこでも、だれもが読書に親しみ、読書活動ができるよう、デジタル図書館や視覚障がい者向けのアクセシブルライブラリー※を導入し、新たな読書機会を創出しました。

　読書活動を推進するため、その意義や重要性について、市民の理解や関心を高めることを目的にした、地道な取り組みを継続的に行う必要があります。

　図書館の利用者数は年々減少しており、コロナウイルス感染症拡大の影響で、さらに減少しました。年代別の利用者数では、中高生と20代が少なく、12才以下と40代以上の利用が多い状況です。若年層にも利用しやすく魅力ある図書館となるよう、電子図書を含む蔵書の充実や広報活動等が重要となります。

　また、施設の老朽化が進行しているため、計画的な改修・修繕を進め、安心安全で快適な読書環境の提供に努める必要があります。

※アクセシブルライブラリー：視覚障がい者向けの音声自動読み上げによる電子図書利用サービス

【目標】

　子どもから大人まで、そして障がいの有無に関わらず、すべての市民が、日常の生活の中で等しく読書に親しみ、読書活動や相互に交流できる環境づくりに努めます。図書館司書による市民からの読書相談やレファレンス能力の向上を目指します。また、必要な情報の収集及び積極的な発信に努めます。

　成長や発達段階に応じた本との出会いの場の提供、読書に親しむ機会の拡充など、生涯にわたる、各年齢期に対応した読書活動の推進を図ります。

【具体的な取組】

・生涯の各期に合わせたおはなし会等の実施

・学校や乳幼児健診など、図書館司書が各機関に出向いての読書活動の推進

・自動車文庫の巡回、地区巡回サービス

・職場体験や校外学習等の受け入れ

・講演会・講座等の実施

・様々な形態の図書資料の充実（大活字本、LLブック※、点字図書、電子図書等）

・学校等への支援と連携の強化、庁内の他部署との連携

※LLブック：障がいの有無に関わらず、誰もが読みやすく分かりやすいように書かれた本

**基本方針２　図書館サービスの充実と環境整備**

図書館は、図書資料の充実、図書館機能の強化、読書の環境整備、図書館サービスの拡充を図るための取り組みが求められています。

生涯に渡る各年代の読書や学習を支援する幅広い分野の図書資料を収集し、市民へ提供するため、紙媒体の資料だけでなく、デジタルコンテンツの資料の充実を目指します。市民の読書を支える図書館職員が、より有効な支援ができるように努めます。

地域の情報センターとして、市民が求めている情報や相談に的確に対応できるよう、レファレンス能力の向上とサービスの周知に取り組んでいきます。

図書館機能の強化として、情報化社会に対応した運営に努めます。郷土資料や藩政時代の貴重書等を順次データ化し、保存と公開を行っていきます。また、市内小中学校の児童生徒に貸与されているパソコン端末からデジタル図書館を利用できるサービスを継続し、郷土に関する資料を含む電子資料の充実を図ります。

環境整備として、老朽化する施設の計画的な改修や修繕を行い、安心安全な読書環境の提供と適正な維持管理に努めます。

また、ウィズコロナの中でのサービス、そして図書館の来館利用が少ない中高生と20代向けのサービス強化として、デジタル図書館の若年層向け電子図書の充実を図り、非接触型でいつでもどこでも本が読める環境を拡充します。

高齢者や障がいのある人へのサービスとして、アクセシブルライブラリーの周知や、大活字本およびLLブック等の拡充、高齢者施設等への団体貸出等を行うことで、読書機会のさらなる創出につなげます。

今までの取り組みを継続しつつ、随時見直しを図りながら、以下のことに重点的に取り組んでいきます。

【今後、重点的に取り組んでいくこと】

・若年層向けの電子図書の充実

・貴重書および郷土資料のデジタルアーカイブ化

・電子資料の学校等でのさらなる利活用

・アクセシブルライブラリーの周知および利用拡大

・レファレンス能力の向上とサービスの周知

・読書活動を推進するための地域や学校等との連携強化

**基本方針３　読書活動の周知・啓発**

1. **読書の日及び読書活動推進月間の周知**

　読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎月23日を「加賀市民の読書の日」とし、毎年11月を「加賀市民の読書活動推進月間」とします。

　読書の日及び読書活動推進月間の趣旨を市民に周知するとともに、読書の日及び読書活動推進月間にふさわしい行事の実施に努めます。また、市の広報誌や図書館だより、ホームページ等を活用して、積極的に情報発信していきます。

**② 音読の推奨と啓発**

音読は、文字と発音を一致させながら読むことで、より深く文章を味わうことができます。文章には、黙読では見出し難いリズムや響きがあり、これを口から音にすることで発見できることがあります。特に子どもたちの想像力を育てるためには、音読の形で名文と呼ばれる作品に触れることが重要です。より小さな時期であれば、擬音語や擬態語を用いた作品に親しむことによって、音読の楽しさを体感できると考えられます。

古来、万葉の時代から詩歌をよむ際には、声に出して歌うことが基本でした。言葉を音として表現することは、その言葉の意味を理解する上でも、芸術的な部分を理解する上でも、大きな利点があると考えられます。それは、自分で声に出して音読するだけでなく、他者の音読や読み聞かせを聞くことによっても、効果が期待されます。

このようなことから、子どもたちの思考力や表現力等を育むことを目標に音読を推奨し、広く普及するよう啓発していきます。

【今後、重点的に取り組んでいくこと】

・「市民の読書の日」「市民の読書活動推進月間」の周知

・関連事業の開催および周知

・読書への関心を高めるための啓発活動

・オンラインサービスと地区巡回サービスの周知

・障がいのある人への周知の工夫

・発達段階や興味関心に応じた音読向け作品の紹介

・音読に関する情報提供等

（参考）加賀市立図書館の主なサービス

◆貸出サービス

　　1人につき　中央・山中図書館 … 本10冊、雑誌5冊（2週間）、

CD・DVD・ビデオ2点（1週間）

デジタル図書館 … 電子書籍 3冊（2週間後に自動返却）、

雑誌 制限なし

当館では、プライバシー保護のため、本の貸出履歴を残していません。返却されると、

誰がどの本を借りていたのか、分からないようになっています。

また、中央図書館には、非対面・非接触で本を借りられる「セルフ貸出機」があります。

◆予約サービス

　　当館所蔵の資料が貸出中の場合、予約して借りることができるサービスです。

ホームページからも予約できます。

　◆リクエストサービス

　　当館にはない資料を、購入したり他の図書館から借り受けたりして（相互貸借）、

貸出するサービスです。

　◆レファレンスサービス

　　利用者の求めに応じ、学習や研修等のために必要な情報や資料などを検索、提供、

回答するサービスです。

　◆インターネット利用サービス

　　1日あたり 1人1回 30分まで

　◆複写サービス（有料）

　　当館所蔵の資料のみ、著作権法で認められる範囲内で複写して提供するサービスです。

　◆団体貸出サービス

　　保育園・団体・事業所向け … 50冊（2週間）、

小・中・高校向け … 100冊（3週間）

　◆巡回サービス

　　自動車文庫 … 保育園や小学校を巡回し、本を貸出しています。

　　地区の巡回 … 地区会館を巡回し、予約本の配送と返却本の回収をしています。

（資料）加賀市読書活動推進条例

令和3年6月22日

条例第29号

豊かな水と緑に恵まれた私たちのまち加賀市では、大聖寺藩の時代から文武にわたる教育に力が注がれ、嗜み(たしなみ)としての文化が形成されてきました。

また、温泉地を中心に古来より多くの文人墨客が滞在したことなどにより、風雅の薫り高い独自の文化が育まれてきました。それら学問や芸術を尊重する精神が今日に受け継がれたことによって、多様な人材が活躍しています。

こうしたふるさとの歴史と文化を継承し、発展させていくためには、市民一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む環境づくりが必要であり、その手段として読書活動は大切なものです。

このことから、子どもから大人まで、全ての市民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな市民生活の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条　この条例は、市民の読書活動(音読、朗読、読み聞かせ、調べ学習、読書会、本のリサイクルその他の読書に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、読書活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりの知的で心豊かな生活及び活力ある郷土の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条　市は、読書活動が言葉を学び、知識を得て、感性を磨き、表現力及び創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で大切なものであることを考慮し、市民一人ひとりが、いつでもどこでも楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに努めるものとする。

(市の役割)

第3条　市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する役割を有する。

２　市は、前項の施策を実施するに当たっては、家庭、地域、学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)、図書館その他の関係機関及び民間団体と連携を図り、一体となって市民の読書活動の推進に取り組むものとする。

(家庭の取組)

第4条　家庭においては、家族みんなで本に親しみ、感想を語り合うなど、読書の楽しさを共有し、家族の絆が深まるよう積極的に読書活動に取り組むものとする。

(地域の取組)

第5条　地域においては、学校等、図書館、公民館その他の読書活動に関係する施設及び読み聞かせ等のボランティア活動を行う団体と連携協力し、市民の日常的な読書活動の推進に取り組むものとする。

(学校等の取組)

第6条　学校等は、それぞれの学校等の特性及び子ども(おおむね18歳以下の者をいう。)の発達段階に応じ、子どもに読書の楽しさを伝えることにより、子どもが普段から本に親しみ、読書を楽しむことができる習慣づくりに取り組むものとする。

(議会の役割)

第7条　議会は、市民の読書活動を推進するための調査及び研究を行うとともに、市の執行機関が実施する施策への助言及び提言を行うものとする。

(読書環境の整備の推進)

第8条　市は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)の趣旨を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が日常の生活の中で等しく読書に親しみ、読書活動や相互に交流できる環境づくりに努めるとともに、必要な情報の収集及び積極的な発信に努めるものとする。

(市民読書活動推進基本計画)

第9条　市は、市民の読書活動の推進に関する施策並びに家庭、地域及び学校等における読書活動に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民の読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

２　推進計画の策定及び実施のため、市の執行機関に読書活動推進会議を置くことができる。

３　読書活動推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1)　市民の読書活動の推進に関すること。

(2)　推進計画に関すること。

(3)　この条例の見直しに関すること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、市民の読書活動の推進に関し、必要と認められること。

(図書館の機能の充実)

第10条　市は、市民の読書活動を推進する上で図書館が重要な拠点であり、市立図書館は、その中核的な役割を担う施設であることに鑑み、市立図書館における読書活動の推進に必要な環境づくりに努めるものとする。

２　市は、市立図書館及び学校図書館(学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条に規定する学校図書館をいう。次項において同じ。)がその使命を全うするため、蔵書及び機能の充実その他運営の改善、向上等に寄与する措置を講じ、又は情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(子どもの音読の推奨)

第11条　市は、子どもの思考力及び表現力を育むとともに、読解力(情報を読み解く力をいう。次項において同じ。)を向上させるため、子どもの音読を推奨し、及び学校等に対して子どもの音読に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

２　家庭及び学校等は、子どもの読解力を向上させるため、日常的に子どもが音読に取り組む習慣づくりに努めるものとする。

(読書の日等)

第12条　読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎月23日を市民の読書の日(次項において「読書の日」という。)とし、毎年11月を市民の読書活動推進月間(次項において「読書活動推進月間」という。)とする。

２　市は、読書の日及び読書活動推進月間の趣旨を市民に周知啓発するとともに、読書の日及び読書活動推進月間にふさわしい行事の実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条　市は、市民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は加賀市教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

【加賀市市民読書活動推進会議委員】

◎若杉　亮平　　北陸学院大学 人間総合学部 社会学科 准教授

〇中川　恵理子　金沢学院大学 基礎教育機構　講師

細川　貴代　　加賀市学校教育会 学校図書館研究部 部長

角地　　剛　　加賀市法人立保育園連合会 会長

山下　藤枝　　加賀市子ども読書活動推進会議 副委員長

坂下　哲平　　加賀市ＰＴＡ連合会 会長

新家　由希子　加賀市公民館連合会 加賀市立山中温泉公民館 館長

竹内　和信　　加賀市視覚障害者協会 会長

　　（◎会長　〇副会長）

加賀市市民読書活動推進基本計画

令和５年３月

発行　加賀市・加賀市教育委員会

編集 加賀市立図書館 http://www.kagalib.jp/

　　　　中央図書館

　　　　　〒922-0861　加賀市大聖寺地方町1の10番4号

　　　　　TEL 0761-73-0888　FAX 0761-72-5025

　　　　山中図書館

　　　　　〒922-0112　加賀市山中温泉西桂木町ト19番地１

　　　　　TEL 0761-78-4441　FAX 0761-78-8882